

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		入所措置の決定
根拠法令(例規)及び条項		美唄市助産施設条例規則第 4 条
法令(例規)番号		昭和 44 年 3 月 31 日規則第 8 号
関係条項		児童福祉法第 22 条、美唄市助産施設条例規則第 1 条の 2
所管課係名		こども未来課こども未来係
審査基準	基準	(対象者) 第 1 条の 2 条例第 1 条による対象者は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦であり、その世帯が別表の各階層区分に該当するものとする。 [条例第 1 条] [別表] 2 前項の規定にかかわらず、妊産婦の属する世帯が、別表の階層区分の C1 から D までの者で、その妊産婦が健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)による保険その他の健康保険(以下「社会保険」という。)の被保険者、組合員又は被扶養者であり、その社会保険において、出産育児一時金等の出産に関する一時金を受けることのできる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額 3,000 万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。)が、404,000 円以上あるときは、対象としない。 [別表] [健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)] [船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)] [私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)] [国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)] [国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)] [地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)]
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		30 日～60 日(転入者の場合 60 日程度)
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		保育料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市保育所条例第 5 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 45 年 10 月 12 日条例第 24 号
関 係 条 項		同条例施行規則第 27 条
所 管 課 係 名		こども未来課こども未来係
審 査 基 準	基 準	保護者が災害その他の理由により、保育料を納付する資力を欠いたときなど、市長が特に必要と認めた場合。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日～14 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		保育料の減免
根拠法令(例規)及び条項		美唄市へき地保育所条例第 7 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 63 年 12 月 17 日条例第 25 号
関 係 条 項		同条例施行規則第 7 条
所 管 課 係 名		こども未来課こども未来係
審 査 基 準	基 準	(保育料の減免) 第 7 条 災害、疾病その他特別の事情により保育料の全部又は一部の納入が困難な者は、保育料の減免を申請することができる。この場合において、保護者は診断書を添えてへき地保育所保育料減免申請書(様式第 6 号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		10 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		入所の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市へき地保育所条例第 4 条
法令(例規)番号		昭和 63 年 12 月 17 日条例第 25 号
関 係 条 項		同条例施行規則第 2 条、第 4 条 児童福祉法第 24 条、第 39 条
所 管 課 係 名		こども未来課こども未来係
審 査 基 準	基 準	児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。 (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。 (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。 (3) 妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。 (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。 (5) 長期にわたり疾病の状態にあるかまたは精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。 (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。
	審査基準未設定理由	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標 準 処 理 期 間		7 日～10 日程度
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		入所の承認
根拠法令(例規)及び条項		美唄市保育所条例第 4 条
法令(例規)番号		昭和 45 年 10 月 12 日条例第 24 号
関係条項		同条例施行規則第 4 条 児童福祉法第 24 条、第 39 条
所管課係名		こども未来課こども未来係
審 査 基 準	基 準	(保育の必要性の認定基準) 第 4 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 20 条に規定する小学校就学前児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することとする。 [法第 24 条第 1 項] (1) 1 月において、月を単位に規則で定める時間以上労働することを常態としてしていること。 (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。 (4) 同居の親族(長期間入院等を含む。)を常時介護又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 (7) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 (8) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。) (11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められ

		ること。 (12) 市長が認める前各号に類する状態にあること。
	審査基準未設定理由	㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間		7日～10日程度
備考		